

兵庫県公報

令和8年7月14日 火曜日 第736号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 県営土地改良事業の緊急防災等工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 保安林の指定の解除予定（治山課）	7
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産漁港課）	8
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	8
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（阪神北県民局）	8
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	9
○ 同 上（同）	9

公 告

○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	9
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 入札公告（物品管理課）	12
○ 同 上（同）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	17

病院局公告

○ 入札公告	18
--------	----

警察本部公告

○ 入札公告	23
--------	----

告 示

兵庫県告示第690号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

金会土地改良区

退任役員

役員の区分
理事

氏 名
片山忠明

住 所
三木市吉川町金会382番地

同	山 本 州	同	市吉川町金会252番地の1
同	上 田 博 明	同	市吉川町金会928番地
同	黒 田 幸 治	同	市吉川町金会120番地
同	藤 田 武 士	同	市吉川町金会71番地
同	井 上 悟	同	市吉川町金会95番地
監 事	品 脇 道 尋	同	市吉川町金会414番地
同	岩 崎 正 勝	同	市吉川町金会99番地の4

就任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事	山 本 州	三木市吉川町金会252番地の1
同	黒 田 幸 治	同 市吉川町金会120番地
同	藤 田 武 士	同 市吉川町金会71番地
同	井 上 悟	同 市吉川町金会95番地
同	井 藤 博 昭	同 市吉川町金会673番地
監 事	片 山 忠 明	同 市吉川町金会382番地
同	岩 崎 正 勝	同 市吉川町金会99番地の4



兵庫県告示第691号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

葡萄園池土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事	唐 木 利 広	加古郡稲美町印南529番地
同	唐 木 宏 幸	同 郡同 町印南544番地
同	丸 尾 寿 市	同 郡同 町印南406番地の2
同	丸 尾 寛 之	同 郡同 町印南257番地
同	丸 尾 敏 和	同 郡同 町印南430番地
同	萩 野 良 彦	同 郡同 町印南646番地の43
同	大 西 良 和	同 郡同 町印南791番地の68
同	厚 見 義 二	同 郡同 町印南755番地の21
同	國 政 善 則	同 郡同 町印南674番地の3
同	田 中 秀 樹	同 郡同 町印南562番地の3
同	藤 本 勝 則	同 郡同 町岡2490番地の7
同	松 原 裕 司	同 郡同 町印南791番地の56
同	厚 見 和 保	同 郡同 町印南681番地の12
同	丸 尾 敏 雄	同 郡同 町印南510番地の7
同	丸 尾 哲 史	同 郡同 町印南559番地
監 事	丸 尾 信 夫	同 郡同 町印南419番地
同	松 原 榮	同 郡同 町印南638番地の12
同	植 田 文 則	同 郡同 町印南129番地

就任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事	厚 見 和 保	加古郡稲美町印南681番地の12
同	厚 見 元 規	同 郡同 町印南680番地の10
同	大 西 良 和	同 郡同 町印南791番地の68
同	唐 木 宏 幸	同 郡同 町印南544番地
同	唐 木 康 幸	同 郡同 町印南676番地の13

同	唐 木 義 彦	同 郡同 町印南553番地の 1
同	高 松 邦 彦	同 郡同 町印南791番地の158
同	田 中 秀 樹	同 郡同 町印南562番地の 3
同	萩 野 利 之	同 郡同 町印南601番地の 1
同	松 原 良 一	明石市魚住町鴨池 5 番地の 1 ユニライフ明石 魚住705号
同	松 原 裕 司	加古郡稲美町印南791番地の56
同	丸 尾 桂	同 郡同 町印南223番地の 4
同	丸 尾 哲 史	同 郡同 町印南559番地
同	丸 尾 敏 和	同 郡同 町印南430番地
同	丸 尾 信 夫	同 郡同 町印南419番地
監 事	唐 木 利 広	同 郡同 町印南529番地
同	丸 尾 寿 市	同 郡同 町印南406番地の 2
同	植 田 博 文	同 郡同 町印南142番地の 2

兵庫県告示第692号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月14日

兵庫縣知事 齋藤元彦

香寺町土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 尾 茂 義	姫路市香寺町岩部448番地
監 事	角 谷 正 喜	同 市香寺町中村350番地 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	橋 本 和 博	姫路市香寺町中村425番地
監 事	藤 尾 美 正	同 市香寺町岩部16番地2

兵庫県告示第693号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月14日

兵庫縣知事 齋藤元彦

西芦田口塩久土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	蘆 田 剛	丹波市青垣町西芦田1015番地
同	大 西 浩 昭	同 市青垣町西芦田290番地 2
同	小 川 務	同 市青垣町西芦田118番地 6
同	蘆 田 義 和	同 市青垣町西芦田1171番地 3
同	下 岡 鉄 郎	同 市青垣町西芦田244番地
同	谷 川 久 雄	同 市青垣町西芦田57番地
同	足 立 雄 太	同 市青垣町口塩久500番地 1
同	土 田 芳 久	同 市青垣町口塩久364番地
監 事	廣 瀬 隆 仁	同 市青垣町口塩久388番地 5
同	澤 瀉 良 孝	同 市青垣町西芦田1026番地 1

就任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事

岩 崎 舞 子

丹波市青垣町西芦田1066番地 8

同

大 西 忠 夫

同 市青垣町西芦田1187番地

同

谷 川 光 男

同 市青垣町西芦田98番地

同

蘆 田 義 和

同 市青垣町西芦田1171番地 3

同

足 立 好 且

同 市青垣町西芦田333番地

同

下 岡 鉄 郎

同 市青垣町西芦田244番地

同

谷 川 久 雄

同 市青垣町西芦田57番地

同

足 立 義 隆

同 市青垣町口塩久508番地

同

土 田 智

同 市青垣町口塩久370番地

監 事

廣 瀬 隆 仁

同 市青垣町口塩久388番地 5

同

澤 瀉 良 孝

同 市青垣町西芦田1026番地 1

~~~~~

## 兵庫県告示第694号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 倭文長田土地改良区

## 退任役員

## 役員の区分

## 氏 名

## 住 所

理 事

北 山 和 生

南あわじ市倭文長田132番地

同

堤 栄 伸

同 市倭文長田143番地

同

今 井 博 次

洲本市納434番地 7

同

上 田 和 代

南あわじ市倭文長田1991番地 2

同

上 田 勝 重

同 市倭文長田1961番地 1

同

上 田 守

同 市倭文長田319番地 1

同

上 田 幹 郎

同 市倭文長田1725番地

同

柏 木 正 芳

同 市倭文長田1978番地

同

加 藤 富 司

同 市倭文長田1517番地 1

同

加 藤 恭 秀

同 市倭文長田1504番地

同

庄 野 悦 男

同 市倭文長田111番地 2

同

橋 本 隆

同 市倭文長田1230番地

同

橋 本 恭 明

同 市倭文長田931番地 1

同

長 谷 貞 夫

同 市倭文長田1542番地10

同

原 田 嘉 之

同 市倭文長田1568番地

同

平 池 秀 幸

同 市倭文長田374番地 2

同

山 野 彰 一

同 市倭文長田1698番地 1

監 事

永 田 康 幸

同 市倭文長田318番地

同

清 水 學

同 市倭文長田421番地

## 就任役員

## 役員の区分

## 氏 名

## 住 所

理 事

北 山 和 生

南あわじ市倭文長田132番地

同

堤 栄 伸

同 市倭文長田143番地

同

今 井 博 次

洲本市納434番地 7

同

上 田 和 代

南あわじ市倭文長田1991番地 2

同

上 田 勝 重

同 市倭文長田1961番地 1

同

上 田 守

同 市倭文長田319番地 1

同

上 田 幹 郎

同 市倭文長田1725番地

|     |      |   |               |
|-----|------|---|---------------|
| 同   | 柏木正芳 | 同 | 市倭文長田1978番地   |
| 同   | 加藤富司 | 同 | 市倭文長田1517番地 1 |
| 同   | 加藤恭秀 | 同 | 市倭文長田1504番地   |
| 同   | 庄野悦男 | 同 | 市倭文長田111番地 2  |
| 同   | 橋本隆  | 同 | 市倭文長田1230番地   |
| 同   | 橋本恭明 | 同 | 市倭文長田931番地 1  |
| 同   | 長谷貞夫 | 同 | 市倭文長田1542番地10 |
| 同   | 原田嘉之 | 同 | 市倭文長田1568番地   |
| 同   | 平池秀幸 | 同 | 市倭文長田374番地 2  |
| 同   | 山野彰一 | 同 | 市倭文長田1698番地 1 |
| 監 事 | 永田康幸 | 同 | 市倭文長田318番地    |
| 同   | 清水學  | 同 | 市倭文長田421番地    |

兵庫県告示第695号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年7月14日

兵庫縣知事 齋藤元彦

|             |           |
|-------------|-----------|
| 土地改良区の名称    | 認可年月日     |
| 神戸市平野町土地改良区 | 令和8年4月13日 |

## 兵庫県告示第696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年7月14日

兵庫縣知事 齋藤元彦

|            |           |
|------------|-----------|
| 土地改良区の名称   | 認可年月日     |
| 神戸市西盛土地改良区 | 令和8年4月30日 |

兵庫県告示第697号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年7月14日

兵庫縣知事 齋藤元彦

|            |           |
|------------|-----------|
| 土地改良区の名称   | 認可年月日     |
| 神戸市岩岡土地改良区 | 令和8年5月17日 |

兵庫県告示第698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年7月14日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 草谷川土地改良区 | 令和8年4月20日 |

~~~~~

兵庫県告示第699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
荒井土地改良区	令和8年5月13日

~~~~~

**兵庫県告示第700号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 出石北土地改良区 | 令和8年4月22日 |

~~~~~

兵庫県告示第701号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
成相土地改良区	令和8年4月30日

~~~~~

**兵庫県告示第702号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 入野土地改良区  | 令和8年5月11日 |

~~~~~

兵庫県告示第703号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災等工事計画を令和8年7月2日に定めたので、緊急防災等工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年7月14日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 事業名
農村地域防災減災事業
- 2 地区名
水坂上池地区
- 3 縦覧の期間
令和8年7月14日から同年8月3日まで
- 4 縦覧の場所
 - (1) 丹波篠山市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 兵庫県のホームページ
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/suizakaueike-shinki.html>

兵庫県告示第704号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災等工事計画を令和8年7月2日に定めたので、緊急防災等工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年7月14日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 事業名
農村地域防災減災事業
- 2 地区名
北ヶ谷池地区
- 3 縦覧の期間
令和8年7月14日から同年8月3日まで
- 4 縦覧の場所
 - (1) 南あわじ市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 兵庫県のホームページ
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/kitagataniike-shinki.html>

兵庫県告示第705号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和8年7月14日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
美方郡新温泉町三尾字ヨヲナガ102の3・102の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、102の4、102の5、102の7
- 2 保安林として指定された目的
魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

## 兵庫県告示第706号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和8年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 届出事項

| 発起人の住所及び氏名                                          | 加入区 | 漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称 |
|-----------------------------------------------------|-----|-------------------------------------|
| 兵庫県洲本市由良町由良55-1<br>山家 正明<br>同 県同 市由良4-13-2<br>中本 貴之 | 由良町 | 由良町漁業協同組合                           |

## 2 指定漁船調書の縦覧

## (1) 縦覧期間

令和8年7月14日から同月28日まで

## (2) 縦覧場所

由良町加入区 兵庫県洲本市由良1-20-29 由良町漁業協同組合

~~~~~

兵庫県告示第707号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項第4号の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

令和8年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 被処分者

商号又は名称 有限会社シティハウス

代表者氏名 山下 逸男

事務所所在地 神戸市東灘区住吉東町二丁目6番25-206号

免許証番号 兵庫県知事（9）第8945号

免許年月日 令和3年12月18日

2 処分の内容

令和8年7月14日から同月28日までの15日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務

~~~~~

## 兵庫県告示第708号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和8年7月14日

兵庫県阪神北県民局長 小野山 正

## 1 指定する貯水施設の所在地



川辺郡猪名川町内馬場字栗谷口79、川辺郡猪名川町上野字池尻28、川辺郡猪名川町木津字笠嶺13・14、川辺郡猪名川町上阿古字島ノ尾5

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称     | 住 所                | 代表者の氏名 |
|---------|--------------------|--------|
| 内馬場自治会  | 川辺郡猪名川町内馬場字東垣内173  | 野木 良彦  |
| 岡田 義人   | 川辺郡猪名川町上野字池尻29     |        |
| 肥爪 忠之   | 川辺郡猪名川町木津字南垣内 8 番地 |        |
| 西の丁水利組合 | 川辺郡猪名川町上阿古谷字奥西450  | 今仲 太三  |

### 3 指定する理由

地域の治水対策について、特に必要があると認められるため、

兵庫県告示第709号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和8年7月14日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位 置                  | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------|---------------|---------------|
| 第R07中播位置<br>0011号 | 8. 6. 29         | 揖保郡太子町馬場字樽丸36番 1 の一部 | 6. 00         | 31. 35        |

兵庫県告示第710号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和8年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位 置                                  | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------------------------|---------------|---------------|
| 第R07中播位置<br>0009号 | 8. 6. 30         | 揖保郡太子町東保字東川304番 1 の一部、<br>307番 3 の一部 | 6. 00         | 52. 07        |

公 告

## 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年7月14日

契約担当者

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
県税に係る収納・課税データ作成業務等
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地



(2) 縦覧期間

令和8年7月14日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年11月16日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に係る届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年7月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン山崎ショッピングセンター

所在地 宍粟市山崎町中井7番地の4

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 古澤康之

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称 住所 代表者の氏名

株式会社パリミキ 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号 恒吉裕司

上新電機株式会社 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号 金谷隆平

株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里1丁目7番7号 石野孝司

外14者

(2) 変更後

名称 住所 代表者の氏名

株式会社パリミキ 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号 呉哲民

株式会社J o s h i n 大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号 高橋徹也

ジーエット株式会社 東京都杉並区梅里1丁目7番7号 石野孝司

外13者

4 変更年月日

令和8年4月1日外

5 届出年月日

令和8年6月23日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年7月14日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年11月16日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年7月14日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

乳がん集団検診車1台

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

令和10年2月29日（火）

## (4) 納入場所

兵庫県庁1号館（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）にて確認検査後公益財団法人兵庫県健康財団  
神戸西事務所（神戸市西区学園西町6丁目3番1号）へ回送

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 下野

電話（078）362-3666 内線75786 F A X（078）362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年7月14日（火）から同月28日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

令和8年8月28日（金）午後2時 兵庫県庁3号館8階入札室

## エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年8月27日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

## ア 参加申込みの期間

令和8年7月14日（火）から同月28日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（令和8年7月28日（火）は午後4時までとする。）

## イ 入札の日時

令和8年8月21日（金）午後5時から同月28日（金）午後2時まで（県の休日を除く。）

## ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

## 4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

## ア 受付期間

令和8年7月15日（水）から同年8月7日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札システムによる場合は、令和8年7月15日（水）から同月28日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（令和8年7月28日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

## イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

## ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

## エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

令和8年8月21日（金）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年8月26日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和８年９月15日（火）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- （イ） 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- （ロ） 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- ） 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- ） 契約書作成の要否
- 要作成
- ） 落札者の決定方法
- 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ） その他
- 詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
A Purpose-built Mobile Vehicle for X-ray Vehicle for breast cancer
- (3) Delivery period: February 29, 2028
- (4) Delivery place:  
Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo (Inspection to be confirmed). Then Public Interest Incorporated Foundation Hyogo Health Foundation 6-3-1 gakuen nishimachi, nishiku, Kobe, Hyogo.
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 July 28, 2026
- (6) Deadline for tender:  
14:00 August 28, 2026 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 August 27, 2026 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Ms. Shimono, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078) 362-3666 extension 75786

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年7月14日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

県立学校生徒用貸与端末一式の購入

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

令和9年3月31日（水）

## (4) 納入場所

兵庫県立学校 170箇所（詳細は仕様書のとおり）

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 児玉

電話（078）341-7711 内線75787 F A X （078）362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和8年7月14日（火）から同月28日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## ウ 入札の日時及び場所

令和8年8月28日（金）午後4時 兵庫県庁3号館8階会議室兼入札室

## エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年8月27日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

## ア 参加申込みの期間

令和8年7月14日（火）から同月28日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和8年7月28日（火）は午後4時までとする。）

## イ 入札の日時

令和8年8月21日（金）午後5時から同月28日（金）午後4時まで（県の休日を除く。）

## ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

## ア 受付期間

令和8年7月15日（水）から同年8月7日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和8年7月15日（水）から同月28日（火）（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和8年7月28日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

## イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

## ウ 提出書類

仕様確認申込書及びカタログ等の仕様が確認できる書類

## エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

令和8年8月21日（金）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年8月26日（水）正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が議会の議決日（※令和8年10月上旬頃）までであること。

※ 審議日程が分かり次第、本調達に参加申込を行った者に連絡する。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。



- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- ## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- ### (6) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- ## (7) 契約の締結

ア 契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定に基づき議会の議決を要するので、落札者は、落札決定の日から7日以内に、契約担当者から交付された契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

イ 落札決定後、議会の議決までの間に、落札決定した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature of quantity of the product to be procured:

1 set of Prefectural school student loaner device

- (3) Delivery period: March 31, 2027

- (4) Delivery location:

170 schools in Hyogo Prefecture (as specified in the specifications)

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 28, 2026

- (6) Deadline for tender:

16:00 August 28, 2026 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 August 27, 2026 by mail

- (7) Person to contact concerning the Notice:

Mr. Kodama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 extension 75787

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年7月14日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市神岡町大住寺字田河原444番1の一部、444番2の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市勝原区宮田64番地1

ステアーズ不動産株式会社 代表取締役 三 好 宏太郎

3 許可年月日及び許可番号

令和8年5月8日

兵庫県指令中播（姫土9）（建）第1-13-2号（7たつの）

病 院 局 公 告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月14日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

1 入札に付する事項

(1) 工事名

兵庫県立リハビリテーション中央病院 外壁・防水・ヘッダー設備等改修工事（以下「本工事」という。）

(2) 工事場所

神戸市西区曙町1070

(3) 工事概要

工種 建築一式

外壁・防水・ヘッダー設備等の改修工事

(4) 施工期間

着工の日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 最低制限価格

有

(6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

(7) 入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

(8) 契約締結予定日

令和8年8月下旬予定

(9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 中間前払金 有

ウ 部分払 有

履行期間中1回以内とする。

エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定による建築一式工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が建築一式工事であること。

エ 法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が

契約締結予定日までに失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 兵庫県神戸県民センター管内に建築一式工事業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の建築一式工事においてA等級、B等級またはC等級に格付けされていること。ただし、A等級については社会貢献度評価数値が40以上の者、C等級については平均工事成績が75点以上の者とする。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 有限会社ゼン建築設計

(イ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(ウ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の建築一式工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、建築一式工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

## (2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(イ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

## 4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

### (1) 閲覧期間

令和8年7月14日（火）から同年8月3日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課業務班

電話 (078) 341-7711 内線76059

Takahiko\_Maeda@pref.hyogo.lg.jp

## 5 設計図書及び提出資料の様式等の交付

### (1) 交付期間

令和8年7月14日（火）から同月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

### (3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、入札説明書等交付申出書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

#### 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札説明書等交付申出書及び入札参加申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

##### (1) 提出期間

上記5(1)に同じ。

##### (2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

##### (3) 提出部数

1部

##### (4) 提出資料等

ア 入札説明書等交付申出書兼受領書

イ 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書

##### (5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

#### 7 設計図書に対する質問

##### (1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

##### ア 提出期間

令和8年7月14日（火）から同年8月3日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

##### (2) 回答書の閲覧

本工事の入札参加を希望する者全員へ回答書を通知する。

#### 8 入札手続等

##### (1) 入札及び開札の日時

令和8年8月12日（水）午前11時

##### (2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館1階入札室

##### (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

##### (4) 入札保証金

免除する。

##### (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(イ) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

(1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇

- 月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

## 警察本部公告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年7月14日

契約担当者

兵庫県警察本部長 小西 康弘

#### 1 調達内容

- (1) 件名  
刑事手続きIT化に伴う機器等賃貸借
- (2) 契約内容  
仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和8年12月28日（月）
- (4) 契約期間  
令和9年3月1日（月）から令和14年2月29日（日）まで
- (5) 納入場所  
仕様書のとおり
- (6) 入札方法  
上記(1)について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 塩山

電話 (078) 341-7441 内線2216

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年7月14日（火）から同月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和8年8月24日（月）午前10時00分 兵庫県警察本部11階会計課別室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年8月21日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の入札保証金を令和8年8月20日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする契約保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）に基づき免除する場合がある。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和8年7月28日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和8年8月31日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (6) 入札の無効



本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Konishi Yasuhiro, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be contracted:

Equipment, etc. Accompanying Criminal Procedure IT (leasing contract)

(3) Lease period:

From March 1, 2027 through February 29, 2032

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 July 28, 2026

(6) Deadline for tender:

17:00 August 21, 2026 by mail

10:00 August 24, 2026 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Shioyama, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2216